

放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会設置要綱（案）

1. 目的

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物（以下、「放射性物質汚染廃棄物」という。）については、一部の事業において処理事業が具体化し、処理が進捗してきている。これらの処理の状況に関する情報や処理の安全性に関する知見等を整理し、安全性について評価を行いその結果を共有することによって、安全性に関する信頼を高め、保管が長期化している放射性物質汚染廃棄物の処理の加速化を促す必要がある。

このことから、放射性物質汚染廃棄物の処理に係る事項について、実施状況を踏まえた処理に関する安全性の評価を行うとともに、更なる処理の加速化に向けた様々な安全対策等の取組を検討することを目的として「放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 放射性物質汚染廃棄物の処理に係る事項
- (2) その他必要と認める事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、上記2の検討事項に関する学識経験者等から構成する。
- (2) 検討会には、座長を置き、座長は委員の互選によって選定する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4. 事務

検討会の事務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課において行う。

5. その他

検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とする。